

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 計量器の定期検査を実施する件 二二七
- 患畜又は疑似患畜の発見について届出があった件 二二六
- 地籍調査に関する事業計画を定めた件 二二六
- 道路の区域を変更する件十件 二二九
- 道路の供用を開始する件 二二三

公 告

- 落札者を決定した件 二二三
- 土地改良区の役員が就退任した旨の届出があった件 二二三
- 福島県教育委員会教育長 落札者を決定した件 二三四
- 福島県選挙管理委員会 政治資金規正法の規定により提出された政治団体の収支報告書について訂正の届出があった件 二三四

告 示

福島県告示第三百五十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和四年五月二十日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で行う検査

福島県知事 内 堀 雅 雄

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
------	------------	-----------	------

大沼郡会津美里町	六月二二日 午後一時三〇分から 午後四時まで	新鶴生涯学習センター
同 郡 昭 和 村	六月二二日 午前九時三〇分から 午後一時まで 午後四時まで	会津美里町役場 本庁舎
同 郡 金 山 町	六月二三日 午前九時三〇分から 午後二時まで	会津美里町役場 本郷支所
同 郡 三 島 町	七月五日 午後一時三〇分から 午後四時まで	昭和村公民館
同 郡 西 会 津 町	七月六日 午前九時三〇分から 午後一時三〇分まで	金山町横田出張所
同 郡 三 島 町	同 午後一時三〇分から 午後四時まで	金山町役場
同 郡 西 会 津 町	七月七日 午前九時三〇分から 午後一時まで	三島町役場
同 郡 西 会 津 町	七月一二日 午前一〇時三〇分から 午後二時まで	西会津町役場
同 郡 柳 津 町	同 午後二時から 午後四時まで	柳津町役場

非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり

同 郡会津坂下町	七月一三日 午前九時三〇分から 午前一二時まで 午後一時から 午後四時まで	会津坂下町役場 東分庁舎
右に掲げる町 村	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの 七月一五日から八月一日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前九時から 午前一一時三〇分まで 午後一時から 午後三時まで	同 福島県計量検定所

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
耶麻郡西会津町、河沼郡会津坂下町、同郡柳津町、大沼郡会津美里町、同郡三島町、同郡金山町及び同郡昭和村	非自動はかり、分銅及びおもり	一〇月三日から十二月二一日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第三百五十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、

家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。
令和四年五月二十日

福島県知事 内堀雅雄

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	患畜	一頭	須賀川市	令和四年五月一二日	殺処分

（畜産課）

福島県告示第三百五十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、令和四年度における地籍調査に関する事業計画を次のとおり定めた。
令和四年五月二十日

福島県知事 内堀雅雄

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
福島市	大波第一七 大波第一八	令和五年三月三二日
伊達市	梁川第一八 梁川第一九	
郡山市	石筵第八 舞木	
天栄村	牧本第二八 大里第二九	
白河市	九番町	
塙町	田野作一 湯舟一 湯岐四	
会津若松市	南千石町第二	
喜多方市	小舟寺第三	
北塩原村	大塩第七	
湯川村	上田谷地 松川	

会津美里町	八重松	同
南会津町	中荒井第三 中荒井第四	同
いわき市	合戸B 旅人I 大平H 下永井A	同

(農村計画課)

福島県告示第三百五十六号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和四年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和四年五月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
一般国道 一一五号	伊達市霊山町石田字庄 司淵一二番一地从先から 同 市霊山町石田字道 下一番一地从先まで	変更前 変更後	六・七〇 一〇・二二 七・八〇 一五・二二	一一七・九 一一七・九 一一七・九

(道路計画課)

福島県告示第三百五十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和四年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和四年五月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
-----	----	-------	-------------	----------

県道田村安積線	郡山市田村町守山字小 性町一六二番二地先から 市田村町守山字小 性町一六五番一地从先まで	変更前 変更後	一一・〇〇 三四・〇〇 一一・五〇 三二・四〇	四七・五 四七・五
---------	---	------------	----------------------------------	--------------

(道路計画課)

福島県告示第三百五十八号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和四年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和四年五月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
県道猪苗代塩川線	河沼郡湯川村大字浜崎 字浜崎新田二六三二番 一地从先から 同 郡同 村大字浜崎 字浜崎新田八六一番二 地从先まで	変更前 変更後	一一・〇〇 一六・七〇 一一・〇〇 一四・八〇	六二・〇 六二・〇 六二・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百五十九号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所で令和四年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和四年五月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の別	敷地の幅員	延長
-----	----	-------	-------	----

路線名 県道上戸 渡広野線	区 間 双葉郡広野町大字上浅 見川字平鈴一番五二地 先から 同 郡同 町大字上浅 見川字平鈴一番五二地 先まで	変更前	九・〇〇 二九・〇〇	三・八・四
		変更後	二四・〇〇 三〇・〇〇	三・八・四
		の別	(メートル)	(メートル)

(道路計画課)

福島県告示第三百六十号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で令和四年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和四年五月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名 県道飯野 三春石川 線	区 間 石川郡石川町字屋敷ノ 入二二七番一地从先 同 郡同 町字屋敷ノ 入一八九番一地从先まで	変更前	六・九〇 一四・〇〇	一・八二・〇
		変更後	六・九〇 一八・六〇	一・八二・〇
		の別	(メートル)	(メートル)

(道路計画課)

福島県告示第三百六十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県北建設事務所で令和四年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和四年五月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前	敷地の幅員	延長
-----	----	-----	-------	----

路線名 県道上名 倉飯坂伊 達線	区 間 福島市町庭坂字堰ノ内 一六番一地从先 同 市町庭坂字堰谷地 二六番地先まで	変更前	A 二〇・五〇 二七・〇〇	一五〇・〇
		変更後	A 二〇・五〇 二七・〇〇 B 一五・〇〇 一六・八〇	一五〇・〇
		の別	(メートル)	(メートル)

(道路計画課)

福島県告示第三百六十二号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で令和四年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和四年五月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名 一般国道 三五二号	区 間 南会津郡檜枝岐村字滝 沢一〇九五番三地从先 同 郡同 村字滝 沢一〇九五番二八地先 まで 南会津郡檜枝岐村字滝 沢一〇九五番二八地先 から 同 郡同 村字見 通一八四九番一地从先 南会津郡檜枝岐村字見 通一八四九番一地从先 から	変更前	A 八・九〇 一〇・〇〇	八六・〇
		変更後	B 六・二〇 二八・〇〇 C 八・一〇 二六・四〇	一四二・〇
		の別	(メートル)	(メートル)

変更前	敷地の幅員	延	長	福島県知事 内堀雅雄	<p>福島県告示第三百六十三号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路 計画課及び福島県南建設事務所で令和四年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。 令和四年五月二十日</p>	同 郡同 村字見 通一一三七番五地先ま	変更後	A	九・七ノ 一六・〇	八八・〇
						南会津郡檜枝岐村字滝 沢一〇九五番三地先か		B	六・二ノ 二八・〇	一四二・〇
						同 郡同 村字滝 沢一〇九五番二八地先 まで		C	九・八ノ 二六・四	一四〇・〇
						同 郡同 村字見 通一八四九番一地先ま で		D	一〇・三ノ 一九・九	一九五・〇

(道路計画課)

路線名	区 間	変更後 の別	(メートル)	変更前 の別	(メートル)
一般国道 三四九号	東白川郡鯨川村大字渡 瀬字青生野七番一九地 先から	変更前 七・七ノ 二〇・三	三八六・一	変更後 一四・一ノ 二六・三	三九三・一
	同 郡同 村大字青 生野字大犬平二二八番 地先まで				

(道路計画課)

福島県告示第三百六十四号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県中建設事務所で令和四年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和四年五月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	変更後 の別	延 長 (メートル)
県道いわ き石川線	石川郡石川町大字形見 字明内二二番二地先か ら	変更前 七・八ノ 四一・〇	四、六七三・一	変更後 九・二ノ 一〇七・〇	二、九三六・〇
	同 郡同 町字長久保 九一第一地先まで				
	石川郡石川町字新町四 四番九地先から				
	同 郡同 町字石田四 三番一地先まで				
	石川郡石川町大字形見 字明内二二番二地先か ら	C 一一・〇ノ 一一五・六	三、一三三九・二	変更後 同 郡同 町字屋敷ノ 入二七四番一地先まで	

石川郡石川町大字形見 字明内二一第一地先か ら	変更後 A 七・八〇 四一・〇	四、六七三・二
同 郡同 町字長久保 九二番一地先まで	B 一〇・七〇 一〇七・〇	一、三八三・二
石川郡石川町字一ノ沢 三一五番一地先から	C 一二・〇〇 一三五・〇	三、六〇九・二
同 郡同 町字石田四 三番一地先まで	D 六・九〇 一八・八	一、一三六・〇
石川郡石川町大字形見 字明内二一第一地先か ら		
同 郡同 町字一ノ沢 三一五番一地先まで		
石川郡石川町字屋敷ノ 入二二七番一地先から		
同 郡同 町字新町四 四番九地先まで		

(道路計画課)

福島県告示第三百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道についで道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年五月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前の 敷地の幅員 (メートル)	変更後の 敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
一般国道 三四九号	伊達郡川俣町字広畑二 番一地从先から 同 郡同 町字広畑二 番一地先まで	A 一二・七〇 三五・三	A 一二・七〇 三五・三	七・一
		B 〇・八〇 一一・五	A 一二・七〇 三五・三	七・一
			B 〇・八〇 一一・五	七・〇

(道路計画課)

福島県告示第三百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和四年五月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

令和四年五月二十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道三四九号	伊達郡川俣町大綱木字折橋二番一 地先から 同 郡同 町字広畑三一第一地先 まで	令和四年五月二〇日

(道路計画課)

公 告

公告第123号

W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県税務システム維持管理業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年5月20日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県税務システム維持管理業務 一式
2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県総務部財務総室税務システム課 福島県福島市杉妻町2番16号
3 落札者を決定した日
令和4年3月25日
4 落札者の氏名及び住所
株式会社福島県中央計算センター 福島県福島市新町7番22号
5 落札金額
102,300,000円
6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年2月4日

(税務システム課)

公告第百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和四年五月二十日

福島県知事 内堀 雅 雄

土地改良区の名称
只見町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 渡部 勇夫

理事 小沼 武夫

理事 佐藤 好正

理事 新国 ゆかり

理事 五十嵐 定松

理事 佐藤 隆之

理事 八久保 国夫

理事 菅家 達朗

理事 目黒 良樹

理事 星 粒一

監事 矢澤 照嘉

就任した役員

役別 氏名

理事 渡部 勇夫

理事 小沼 武夫

理事 佐藤 好正

理事 新国 ゆかり

理事 五十嵐 定松

理事 佐藤 隆之

理事 八久保 国夫

理事 菅家 達朗

理事 目黒 良樹

監事 星 粒一

監事 矢澤 照嘉

住所

南会津郡只見町大字小川字上村三三二番地

同 郡同 町大字黒谷字町四八八番地の三

同 郡同 町大字福井字宮ノ前五一六番地

同 郡同 町大字只見字新町二〇三番地の二

同 郡同 町大字福井字前田表八四番地の二

同 郡同 町大字福井字曲戸五五六番地の二

同 郡同 町大字黒谷字篠田一三三三番地

同 郡同 町大字熊倉字居平三九九番地

同 郡同 町大字福井字仲町二六五番地の二

同 郡同 町大字黒谷字沖一六九四番地の二

住所

南会津郡只見町大字小川字上村三三二番地

同 郡同 町大字黒谷字町四八八番地の三

同 郡同 町大字福井字宮ノ前五一六番地

同 郡同 町大字只見字新町二〇三番地の二

同 郡同 町大字福井字前田表八四番地の二

同 郡同 町大字福井字曲戸五五六番地の二

同 郡同 町大字黒谷字篠田一三三三番地

同 郡同 町大字熊倉字居平三九九番地

同 郡同 町大字福井字仲町二六五番地の二

同 郡同 町大字黒谷字沖一六九四番地の二

福島県教育委員会教育長

(農村計画課)

公告第6号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県教育委員会教職員等におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプログラムについて、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和4年5月20日

福島県教育委員会教育長 大 沼 博 文

- 1 落札に係る物品等の件名及び数量
福島県教育委員会教職員等におけるマイクロソフト社教育機関向けライセンスプログラム 7,179本
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県教育庁教育総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和4年3月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
137,087,280円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和4年1月28日

(教育総務課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により提出された令和二年分の収支報告書について、M E L O N 郡山社会活動委員会の会計責任者から次のとおり訂正の届出があった。

令和四年五月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊 博

収入・支出の総額	訂 正 箇 所	訂 正 後	訂 正 前
	収入総額	396,176	396,177
収入の内訳	その他の収入	3	4

